
財政の概況

平成13～22年度決算の状況(推移)

平成23年9月

小樽市財政部

目 次

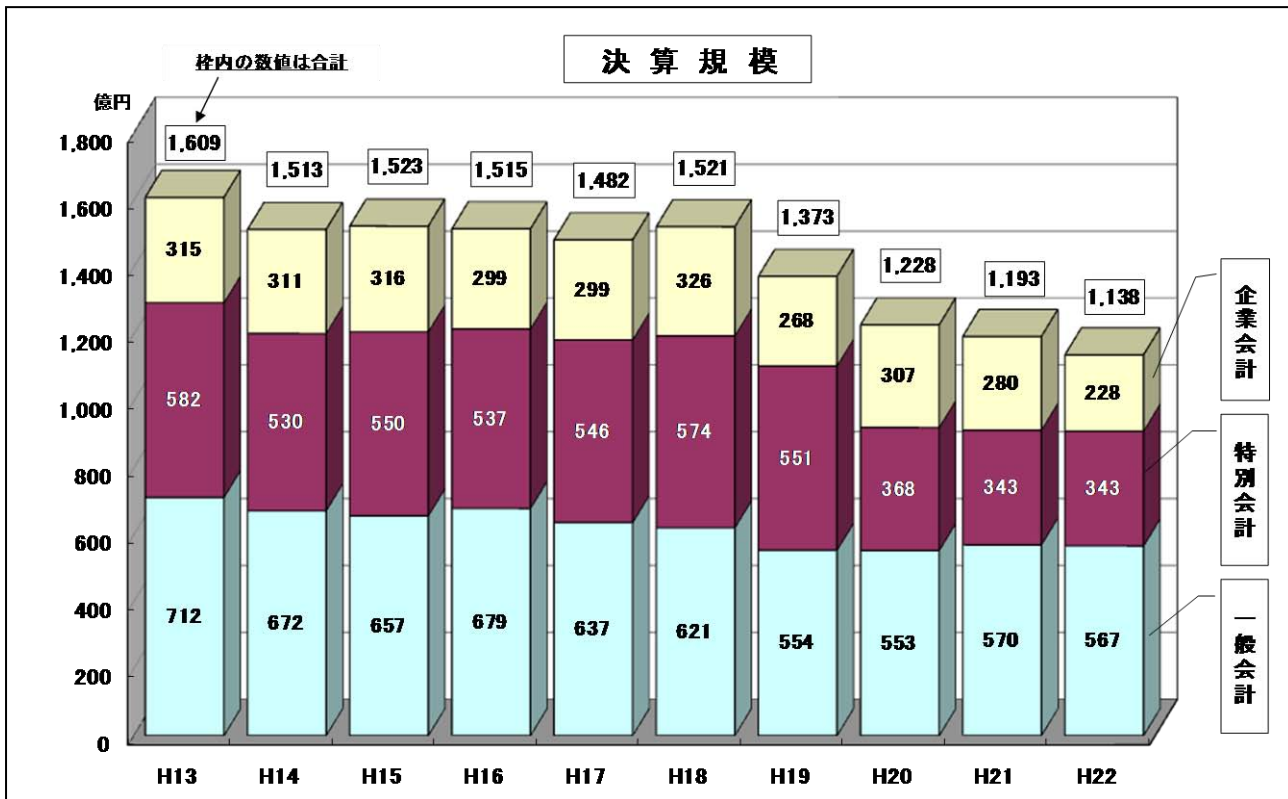
1. 決 算 規 模	_____	1
2. 決 算 収 支	_____	2
3. 基 金 等		
(1) 財政調整基金・減債基金	_____	3
(2) 特定目的資金基金	_____	3
(3) 他会計などからの借入れ	_____	3
4. 歳 入		
(1) 歳入の内訳	_____	4
(2) 一般財源	_____	4
(3) 市 税	_____	5
(4) 地方交付税	_____	6
5. 歳 出		
(1) 目的別決算状況	_____	7
(2) 性質別決算状況	_____	8
(3) 人 件 費	_____	9
(4) 扶 助 費	_____	10
(5) 公 債 費（元利償還額）	_____	11
(6) 貸 付 金	_____	13
(7) 繰 出 金	_____	14
(8) 普通建設事業費	_____	15
6. 主な財政指標		
(1) 健全化判断比率及び資金不足比率	_____	16
(2) 財政力指数	_____	17
(3) 経常収支比率	_____	18

※四捨五入による端数調整の関係で数値が一致しない場合があります。

※22年度の数値は、現在市議会で決算認定の審議を受けているものです。

1. 決算規模

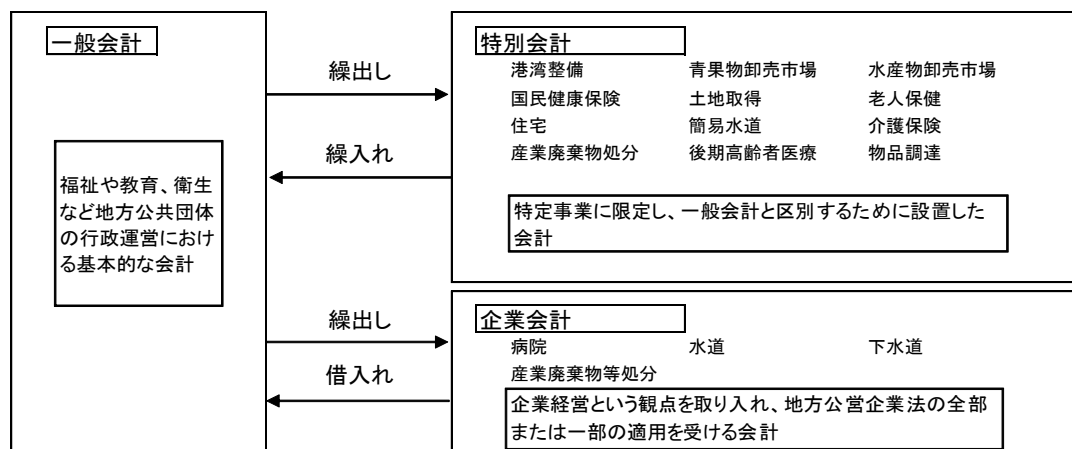
22年度の決算規模（歳出）は、前年度と比較すると、一般会計は3億円の減、企業会計は52億円の減となり、全会計では55億円の減となりました。



以下、**2. 決算収支** **3. 基金等** **4. 歳入** **5. 歳出** は一般会計、**6. 主な財政指標** は普通会計の内容でお知らせします。

会計区分

小樽市では12の「特別会計」と4の「企業会計」を設置しています。「一般会計」から「特別会計」「企業会計」へ法令等で定められた基準やそれぞれの会計の収支不足分を繰出金として支出していますので、「一般会計」をみると市の財政状況を知ることができます。



上記の会計区分の他に「普通会計」という区分があります。「普通会計」とは地方公共団体全体の財政状況を明らかにし、団体間の財政状況を比較するため、決算統計上便宜的に国が定義した会計の区分です。本市では、「一般会計」と「特別会計」の土地取得、住宅、産業廃棄物処分、物品調達を合わせ、それらの会計間の繰出し・繰入れや貸付け・借入れなどを調整したものが「普通会計」となります。

2. 決算収支（一般会計）

「実質単年度収支」は、20年度から3年連続で黒字となりました。

この「実質単年度収支」は全国の自治体の財政状況を比較するために使われる財政指標の一つで、前年度繰越金、財政調整基金への積立て・取崩し、地方債の繰上償還などが考慮されますが、減債基金への積立て・取崩しや他会計からの借入れなどは考慮されません。

■一般会計の決算状況

単位：百万円

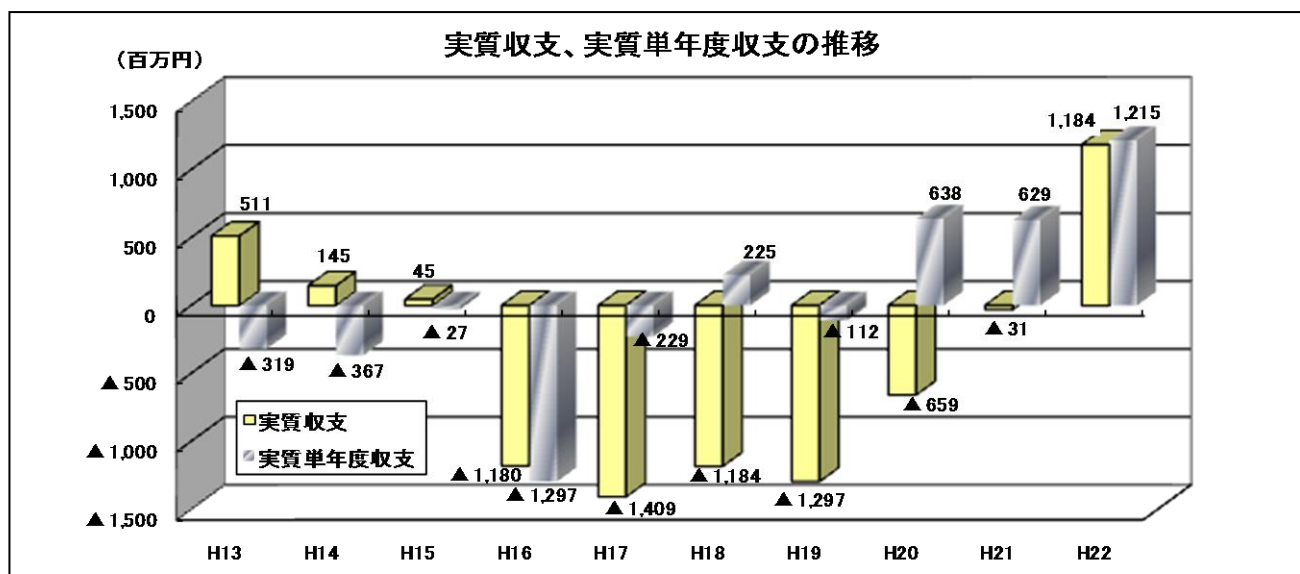
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実質収支	511	145	45	▲ 1,180	▲ 1,409	▲ 1,184	▲ 1,297	▲ 659	▲ 31	1,184
単年度収支	162	▲ 367	▲ 100	▲ 1,224	▲ 229	225	▲ 113	638	629	1,215
実質単年度収支 (7)	▲ 319	▲ 367	▲ 27	▲ 1,297	▲ 229	225	▲ 112	638	629	1,215
財源対策 (減債基金取崩、他会計借入など) (イ)	1,671	1,614	800	516	400	430	665	850	765	612
財源対策を考慮した 実質単年度収支 (7)-(イ)	▲ 1,990	▲ 1,981	▲ 827	▲ 1,813	▲ 629	▲ 205	▲ 777	▲ 212	▲ 136	603

22年度の収支状況

22年度の実質収支は11億8,400万円の黒字となりました。22年度の歳出の中には、21年度の赤字3,100万円を補てんした前年度繰上充用金が含まれています。この前年度繰上充用金を控除した実質単年度収支は12億1,500万円の黒字になります。

なお、当初予算や補正予算における収支不足を補うため、下水道事業会計等から、6億1,200万円の借入れによる財源対策を行っておりますことから、これを考慮した実質単年度収支としては、6億300万円の黒字となります。

(※ 22年度の財源対策の内容は、P3(3)「他会計などからの借入れ」を参照)



実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度繰越金）を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額

財 政 調 整 基 金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

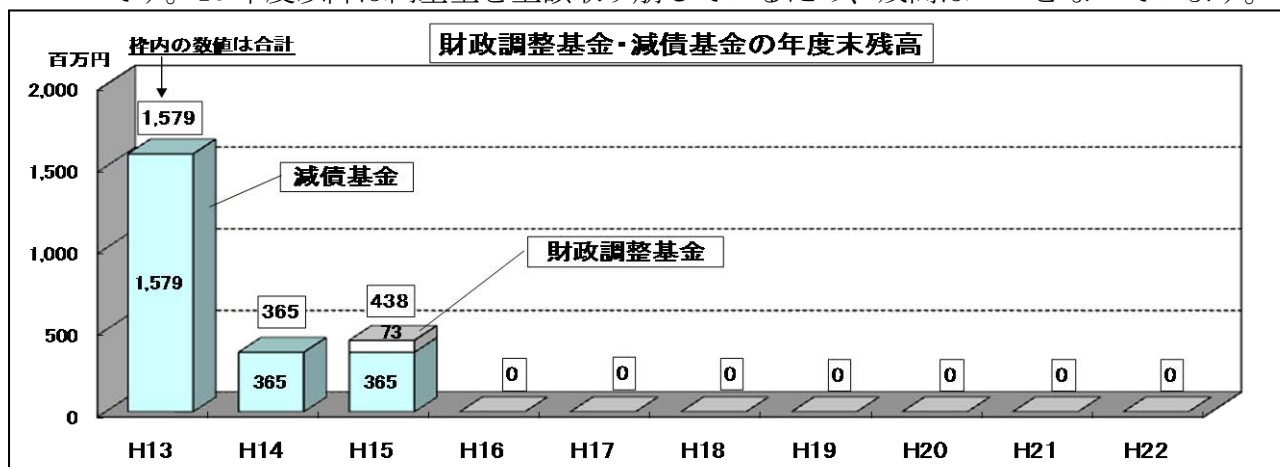
減 債 基 金：市債（借入金）の償還にあてるための積立金

繰 上 充 用：歳入が歳出に不足するときに、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること

3. 基金等（一般会計）

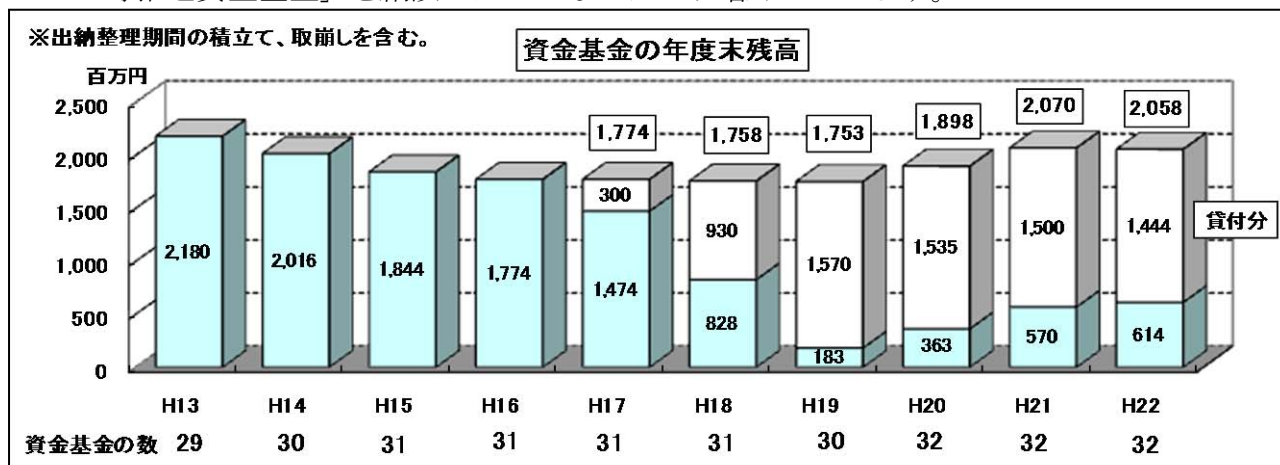
（１）財政調整基金・減債基金

財政調整基金と減債基金は、財源調整や市債（借入金）の償還に充てるための積立金です。16年度以降は両基金を全額取り崩しているため、残高はゼロとなっています。



（２）特定目的資金基金

特定の目的のための資金基金の残高は、11年度以降減少していましたが、20年度に「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金」を、21年度に「小樽市地域経済活性化等推進資金基金」を創設したことなどにより増加しています。



（３）他会計などからの借入れ

13年度以降、財政調整基金・減債基金の残高が大きく減少したため、14年度以降、不足する財源について他会計や基金から借入れを行っています。

■財源調整のための借入れ（企業会計及び基金からの借入れ）

単位：百万円

借入先	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度末
	借入	借入	借入	借入	借入	借入	借入	借入	借入	借入残高
水道事業会計		600	150	250	100	290	190	155	80	135
下水道事業会計				250	350	100	710	810	833	2,353
産業廃棄物等処分事業会計		200	100	100	50	70	70			590
土地開発基金	400		100			10				510
市営住宅敷金基金						55	5	5	5	40
特定目的資金基金				300	630	640	35	35	56	1,444
計	400	800	350	650	780	865	1,080	965	913	5,072

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

減債基金：市債（借入金）の償還に充てるための積立金

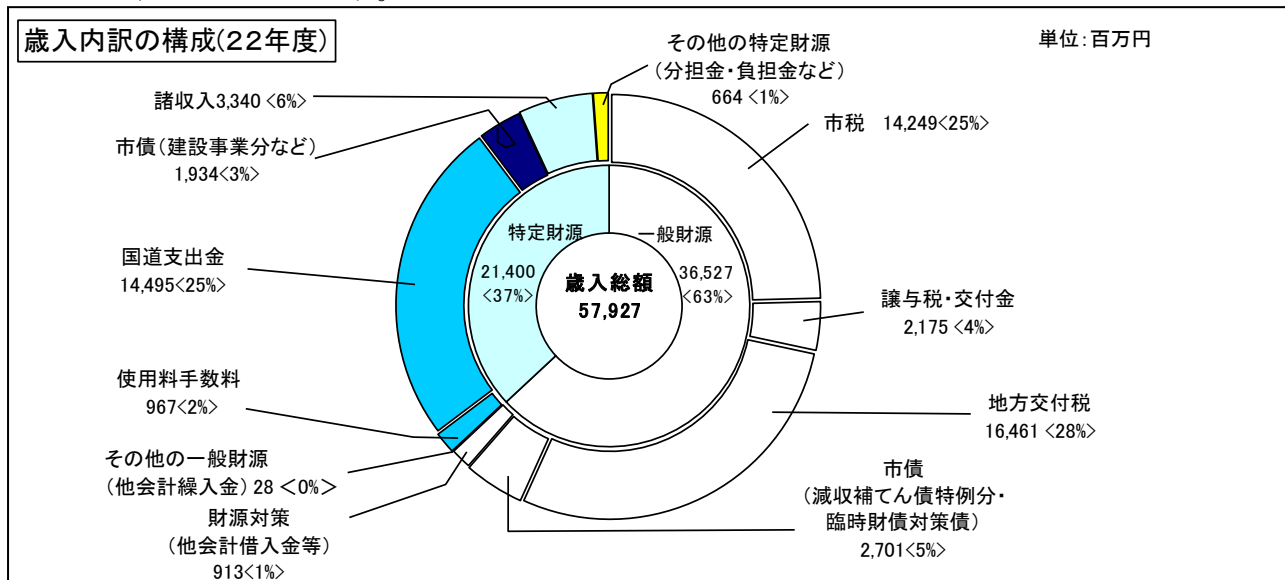
特定目的資金基金：特定の目的のために積み立てられた積立金

土地開発基金：公用若しくは公共用に供する土地等を先行取得するための積立金

4. 歳入（一般会計）

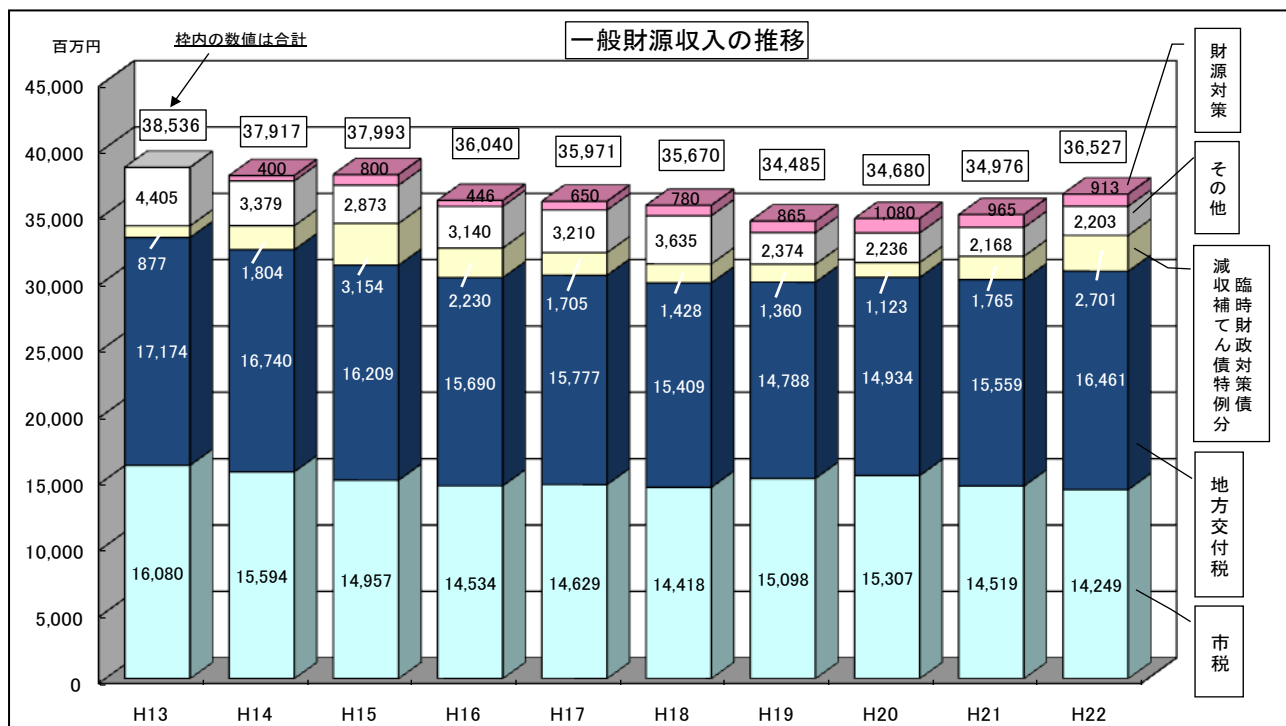
（１）歳入の内訳

22年度の歳入をみると、地方交付税が164億6,100万円で歳入全体の28%を占めています。次いで、国道支出金が144億9,500万円、市税が142億4,900万円で、それぞれ25%となっています。



（２）一般財源

一般財源収入では、22年度は地方交付税及び臨時財政対策債が増加したことなどにより、前年度に比べ15億5,100万円増となり、20年度以降は増加しています。



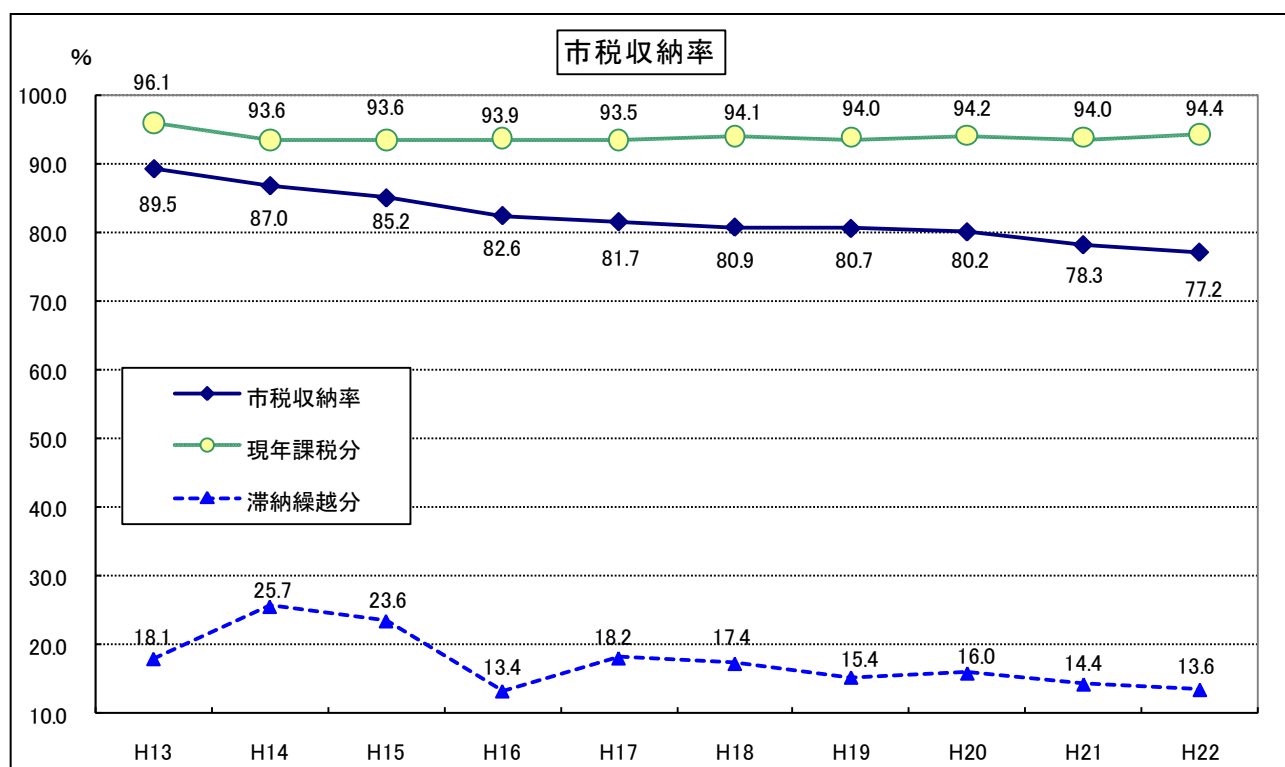
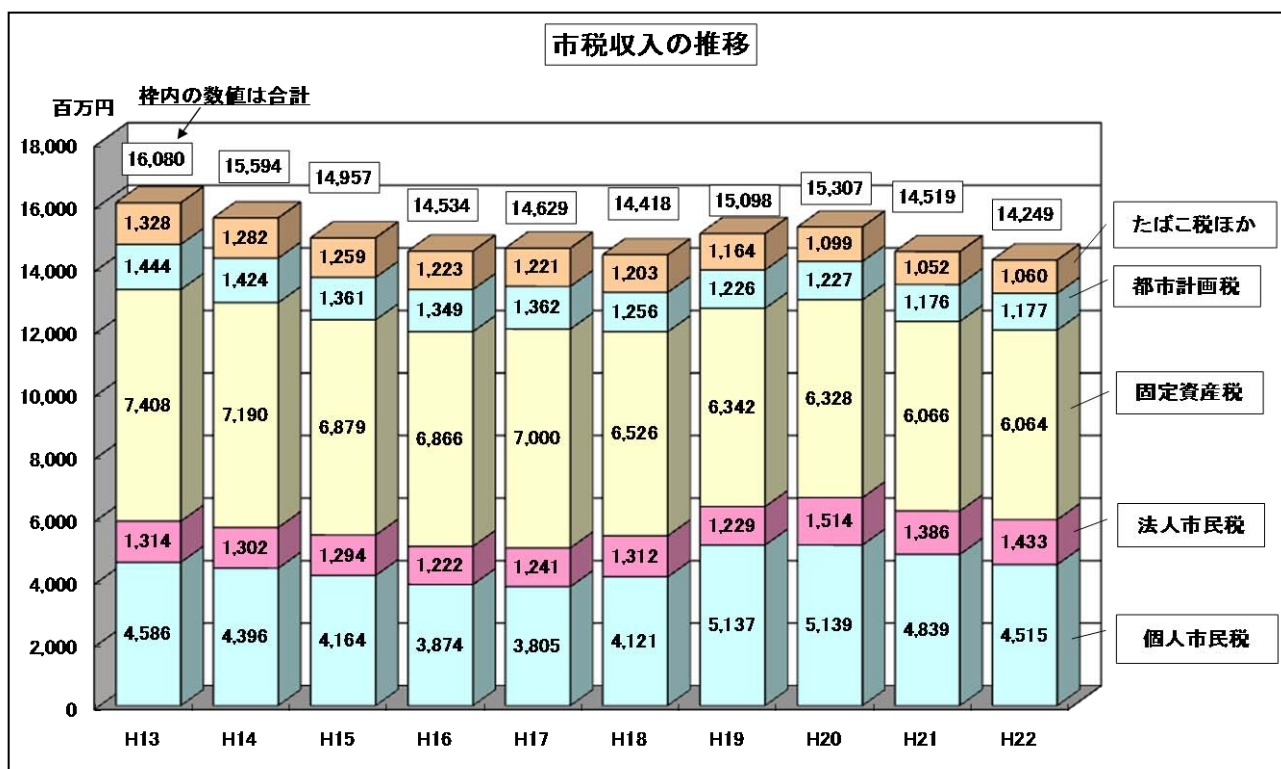
一般財源：市税、地方交付税など、用途が特定されていない収入（様々な行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が重要となる。）

地方交付税：地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するための地方の固有財源

国道支出金：国、道が用途を特定して市町村に交付する資金

(3) 市 税

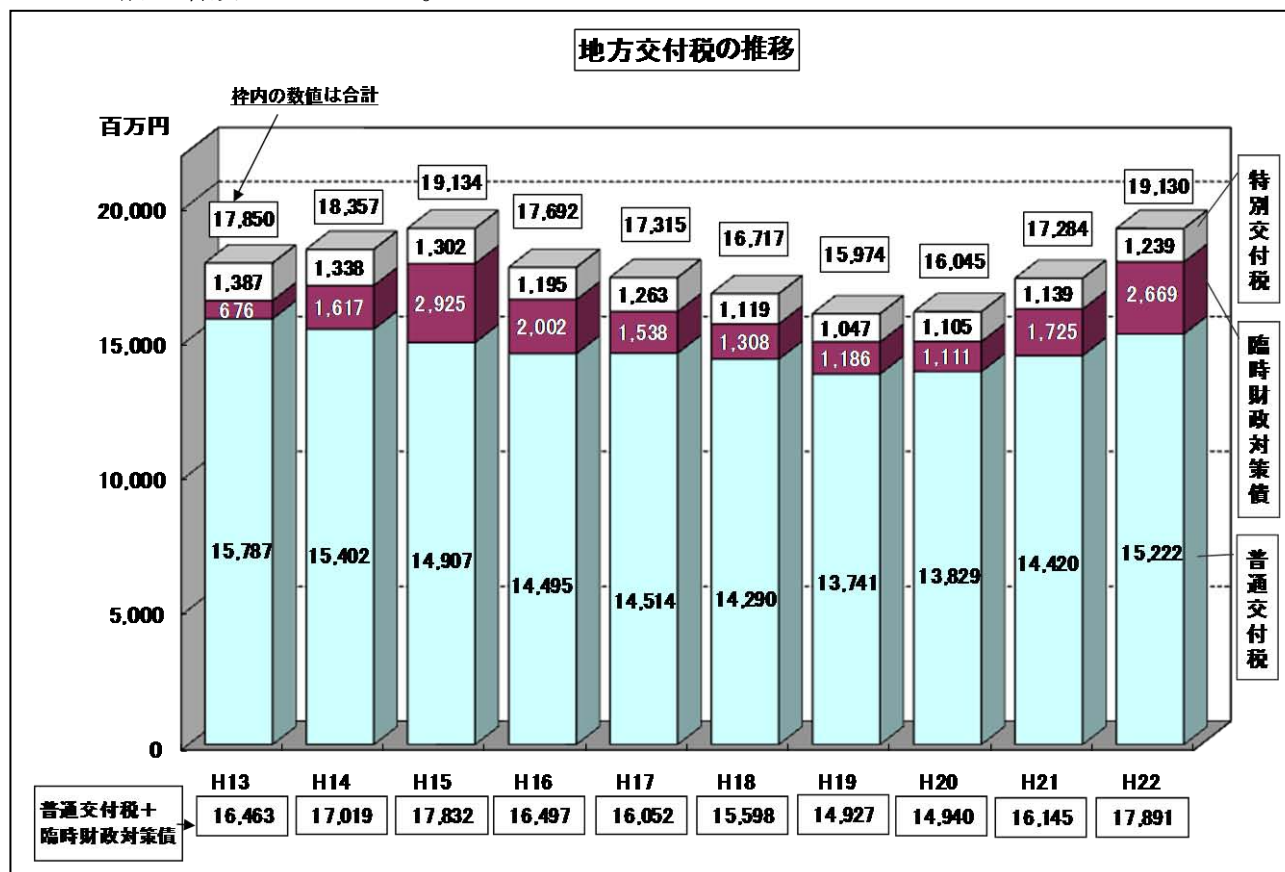
22年度の市税収入は、前年度と比較して2億7,000万円の減となっています。主な要因としては、長引く景気低迷などに伴う個人所得の減少により、個人市民税が大幅に減収となったことなどがあげられます。



市税の収納率は、12年度以降低下しています。

(4) 地方交付税

13年度から普通交付税の一部が特別な市債(臨時財政対策債)に振り替えられました。この臨時財政対策債を含めて考えると、15年度までは増加傾向にありましたが、16年度から「三位一体の改革」による地方交付税の削減の影響で、19年度まで減少してきました。22年度は「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算や臨時財政対策債の増額などにより、実質的な地方交付税は21年度と比較して17億4,600万円の大幅な増額となりました。



国は、23年度において、地域主権改革に沿った財源の充実を図るとともに、地方が地域活性化・雇用・子育て施策等に継続して取り組む必要性を踏まえ、平成22年度に創設した特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」に替え、子育て施策、住民生活に光をそそぐ事業等を勘案した「地域活性化・雇用等対策費」の創設による別枠の加算などにより、地方交付税を1.2兆円増額するなど、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することとしています。

また同時に、地方行財政運営の合理化を図り、職員数の純減等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など、行財政運営の全般にわたる改革を推進することとしています。

本市のように地方交付税への依存度が高い自治体にとっては、今後、これらの国の動向を注視していく必要があります。

地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国税の一部が地方公共団体に交付されるもの。使い道が限られている「国庫支出金」などと違い、地方自治体が自由に使えるお金（一般財源）で、市税と合わせて一般会計歳入の約半分を占める貴重な財源

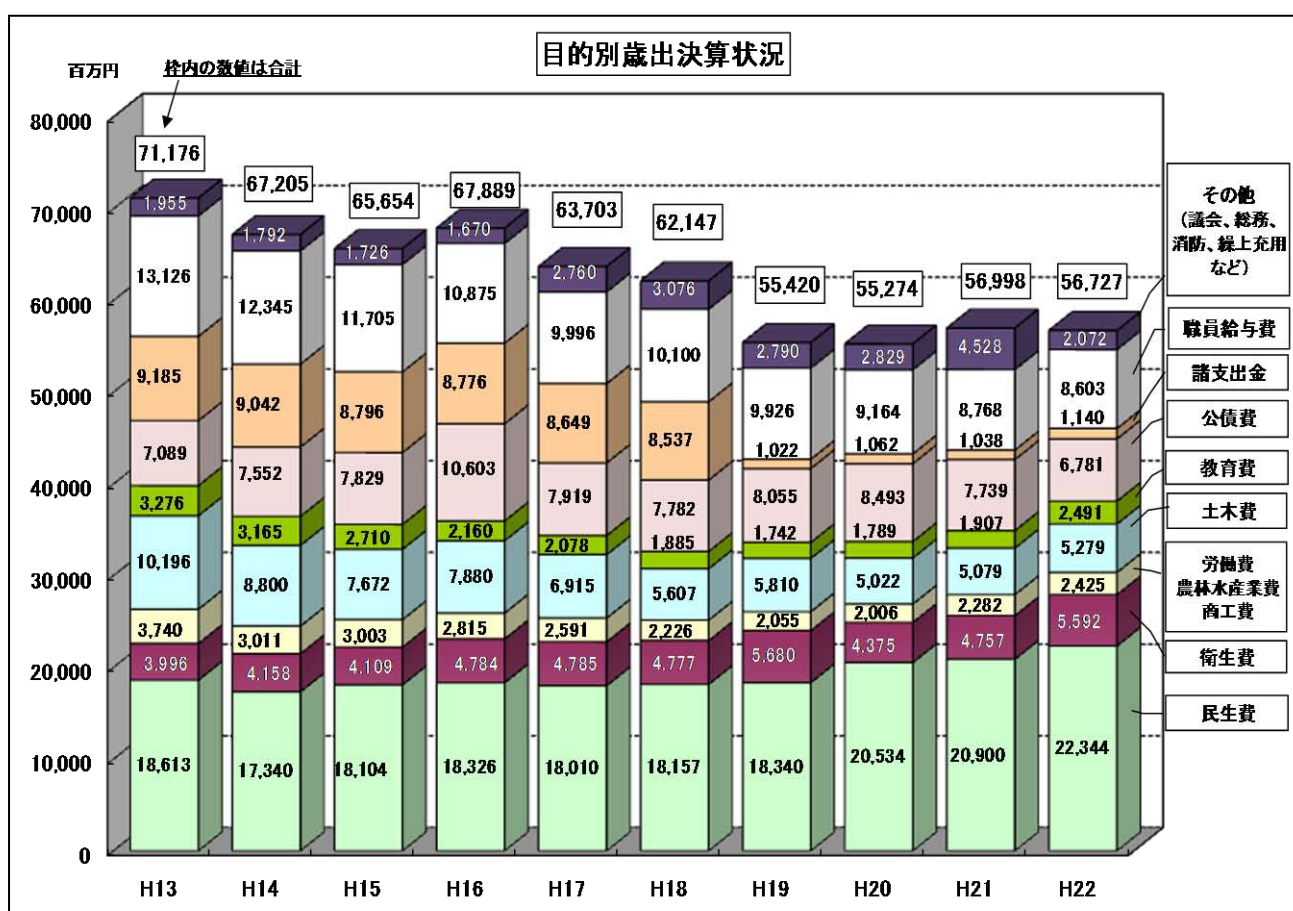
臨時財政対策債：地方に交付する地方交付税の財源が不足しているため、国が本来交付すべき地方交付税の一部について地方自治体に借入を認める地方債（この地方債を返済するための元利償還額は、後年度の地方交付税の算定に算入されることとなっている。）

5. 歳 出（一般会計）

（１）目的別決算状況

歳出に使われる目的別にみると、22年度では民生費が一番多く、次いで職員給与費、公債費の順となっています。前年度と比較して、その他が24億5,600万円と大幅に減少していますが、これは、総務費で、定額給付金給付事業が終了したことによるものです。衛生費では、病院事業会計への繰出金の増などにより8億3,500万円増加、また、民生費では、子ども手当経費や、介護施設整備のための交付金の増などにより、14億4,400万円増加しています。

なお、19年度に諸支出金が75億1,500万円減少していますが、病院事業会計や国民健康保険事業特別会計などに対する一般会計からの貸付金の会計処理を見直したことなどによるものです。



民生費：児童、高齢者、心身障害者などの福祉施設の整備や運営費、生活保護などに使われる経費

衛生費：保健所やごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保持するために使われる経費

労働費：失業や就業対策のために使われる経費

農林水産業費：農業、林業、水産業の振興のために使われる経費

商工費：商業や観光事業などの振興のために使われる経費

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の整備や維持管理などに使われる経費

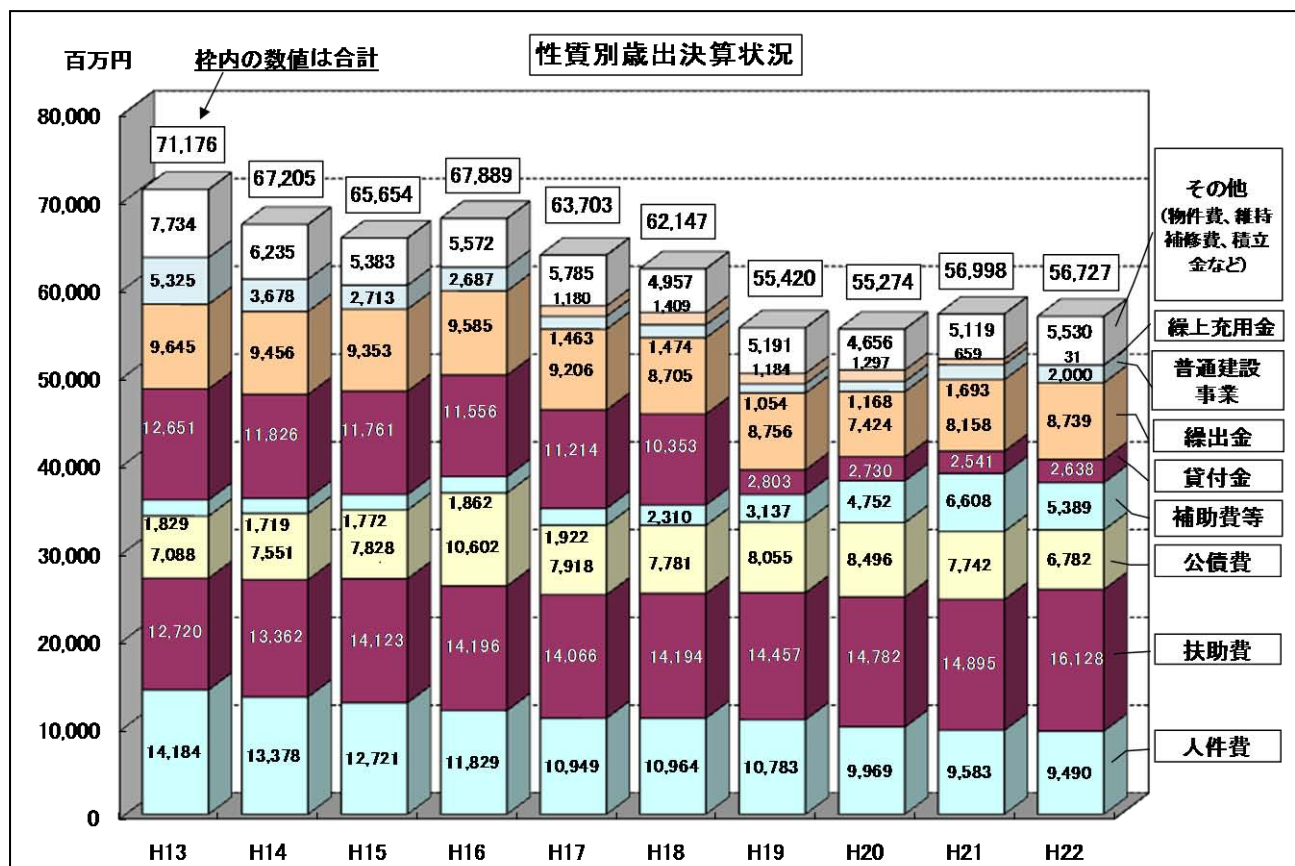
教育費：小・中学校、社会教育など教育関係に使われる経費

公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費

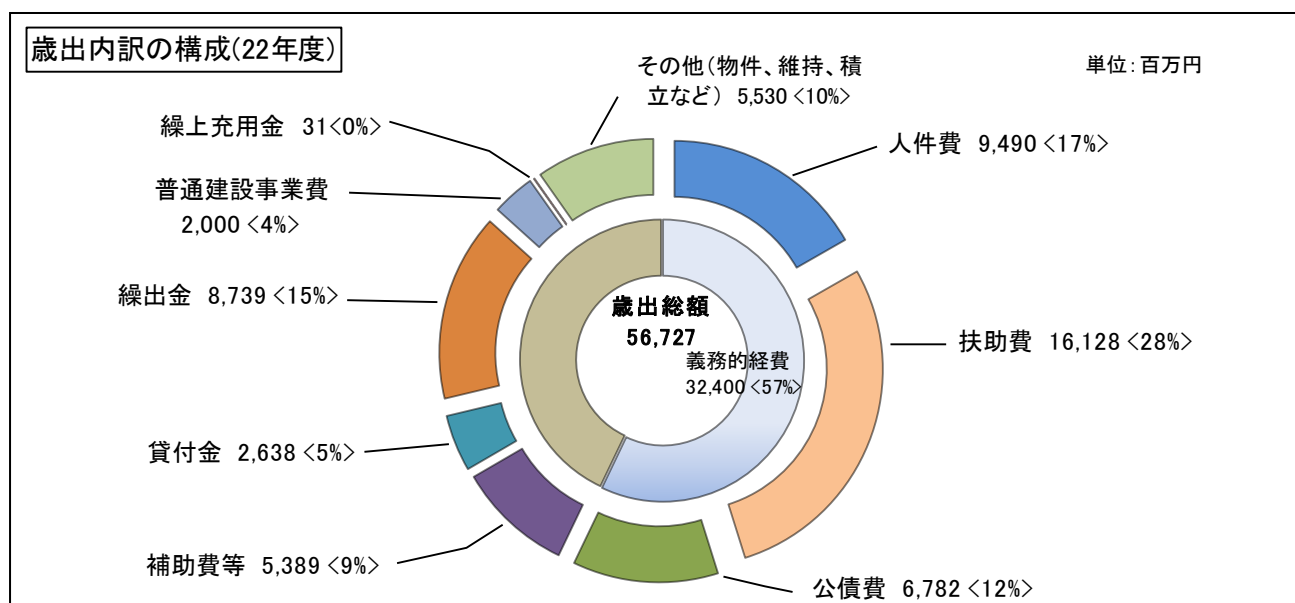
諸支出金：特別会計などへの借入金償還金などに使われる経費

(2) 性質別決算状況

歳出を経費の性質に着目してみると、「人件費」「公債費」は減少傾向にあり、「扶助費」「繰出金」は増加傾向にあります。



性質別経費のうち、「人件費」「扶助費」「公債費」の3つの経費は、いわゆる「義務的経費」といわれ、固定的な性格の強い経費です。22年度では歳出全体の約57%を占めており、本市財政の硬直化の一因となっています。



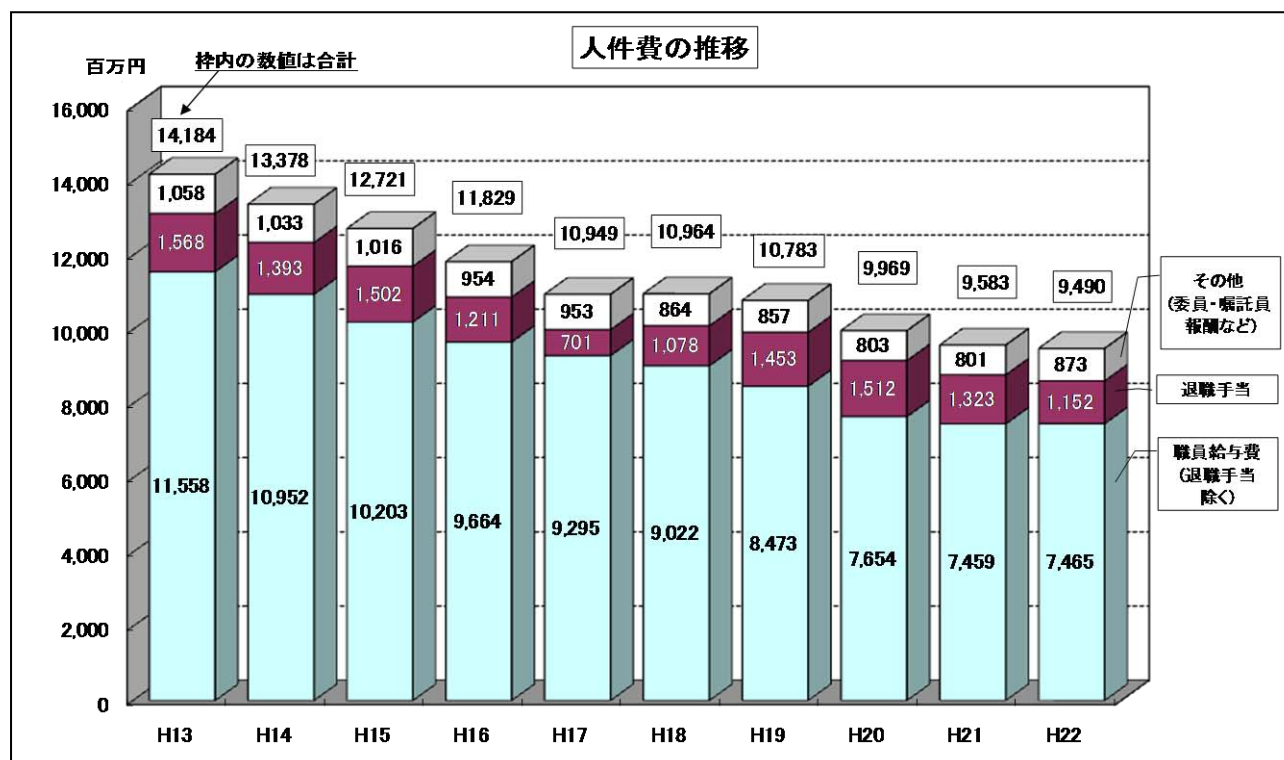
扶助費：生活保護費や医療助成費など個人に給付される経費、保育所などの運営に充てられる経費など
公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費

(3) 人件費

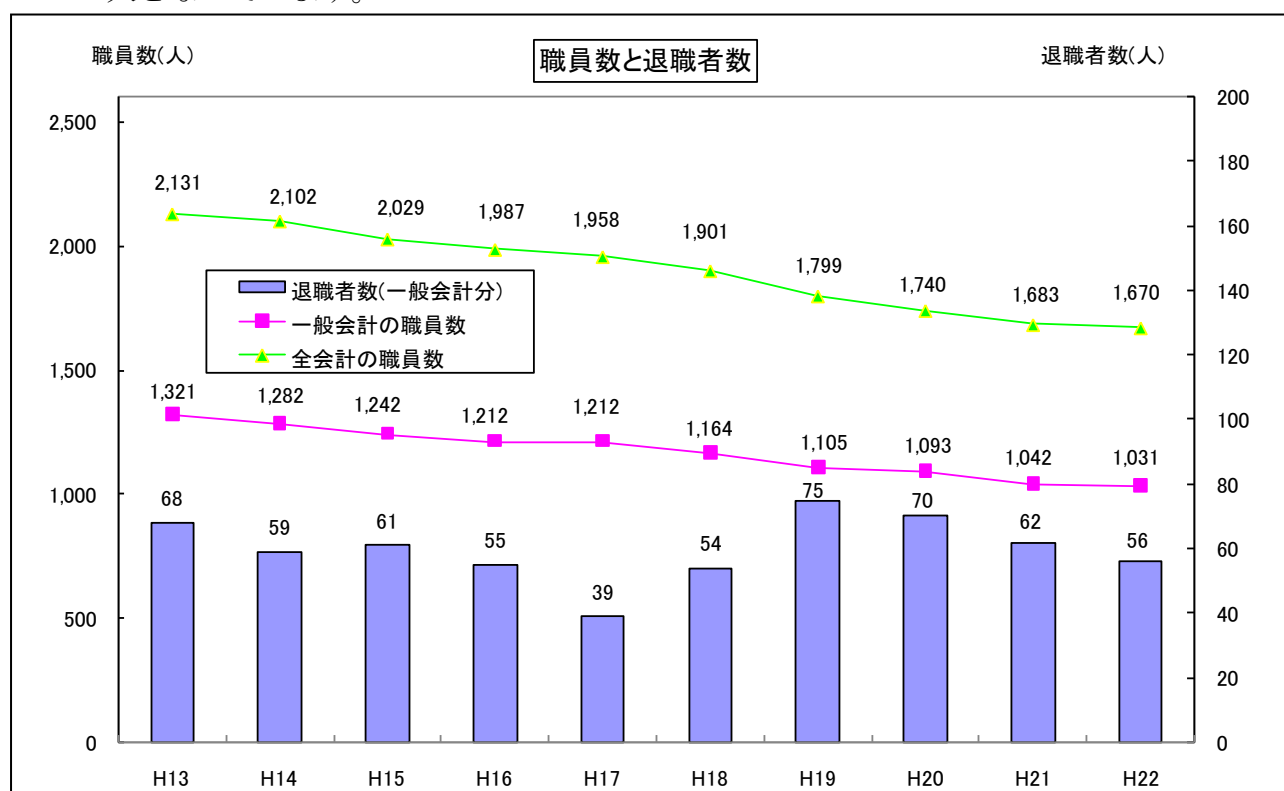
人件費は、全体的に減少傾向にあります。

退職手当を除く 22 年度の職員給与費は、給与の削減（対 15 年度▲10%）を継続したほか、職員数が減となったものの、緊急避難的な措置として行っていた期末・勤勉手当の削減を復元したことや、子ども手当の創設などにより、前年度と比較して 600 万円増の 74 億 6,500 万円となりました。

なお、13 年度との比較では、職員給与費は 40 億 9,300 万円の減となっています。



職員数（各年度末）は減少しており、13 年度と比較すると全会計で 461 人減の 1,670 人となっています。

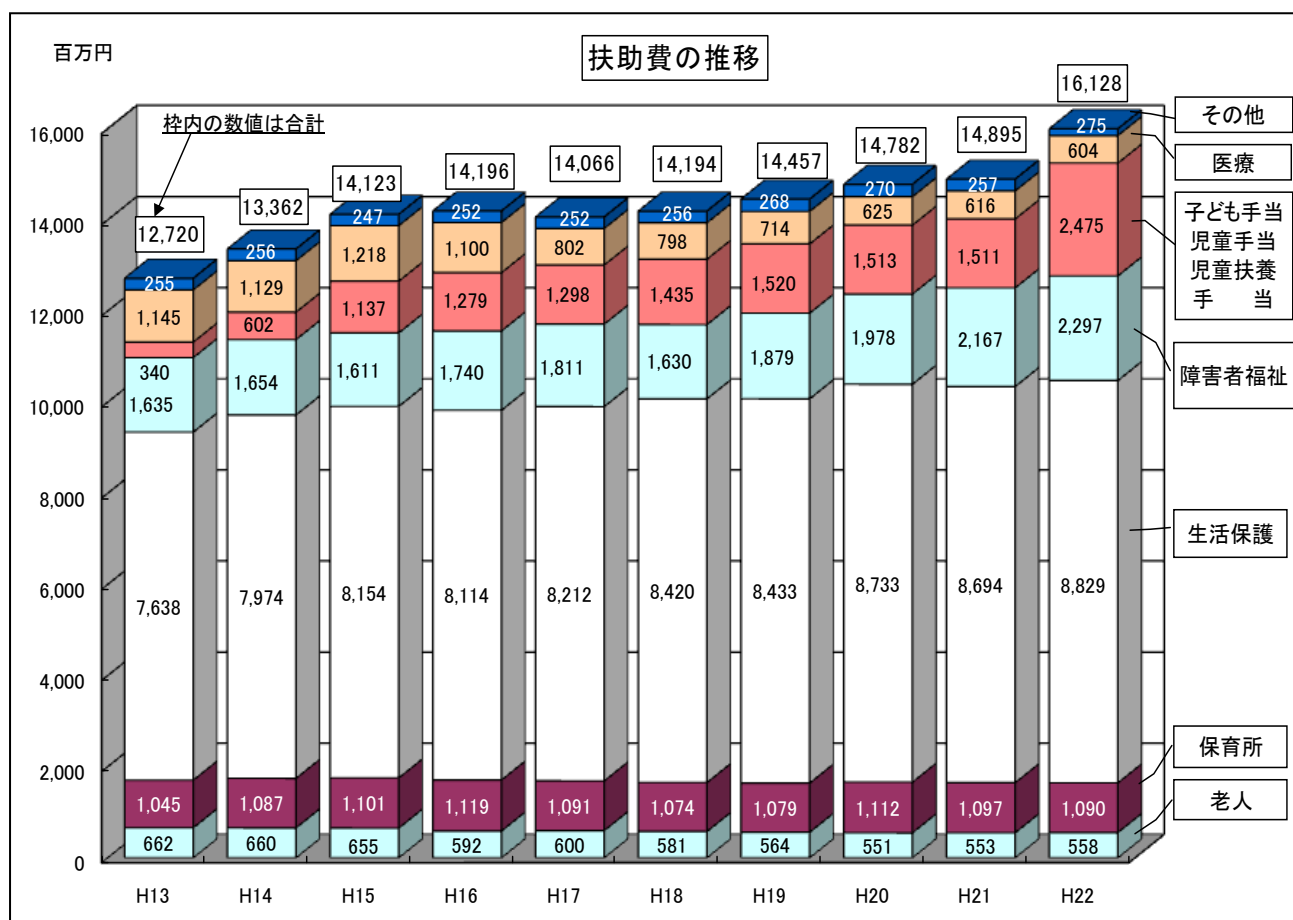


(4) 扶助費

扶助費は、全体的に増加傾向にあります。

22年度の扶助費は161億2,800万円で、前年度と比較して12億3,300万円、8.3%の増となりました。また、13年度と比較すると、生活保護は11億9,100万円、15.6%、障害者福祉（身体障害者・知的障害者）は6億6,200万円、40.5%、子ども手当・児童手当・児童扶養手当は21億3,500万円、627.9%それぞれ増となりましたが、医療は、16年度の制度改正や19年度末での老人医療助成制度の廃止などにより、13年度との比較では5億4,100万円、47.2%減となりました。

なお、児童手当は、22年4月分から子ども手当に制度改正され、支給額や対象児童の年齢幅が拡大されたことにより、また、児童扶養手当は、22年8月分から母子家庭に加え父子家庭も支給対象とする制度改正があったことなどにより、子ども手当・児童手当・児童扶養手当は、前年度より大幅に増加しています。



※「障害者福祉」は、17年度まで「身体障害者福祉」「知的障害者福祉」に分けられていましたが、障害者自立支援法の施行に伴い18年度から一本化しています。

扶助費：生活保護費や医療助成費など個人に給付される経費、保育所などの運営に充てられる経費など
グラフの区分の主な内容は次のとおり

老人～老人ホーム保護費、ふれあいパス事業費など

保育所～市立保育所、私立保育所の関係経費など

生活保護～生活保護費

障害者福祉～施設支援費、重度障害者福祉手当等経費など

子ども手当・児童手当・児童扶養手当～子ども手当経費、児童手当経費、児童扶養手当経費

医療～老人・重度心身障害者・乳幼児・ひとり親家庭等医療助成費

その他～就学援助費、結核対策費など

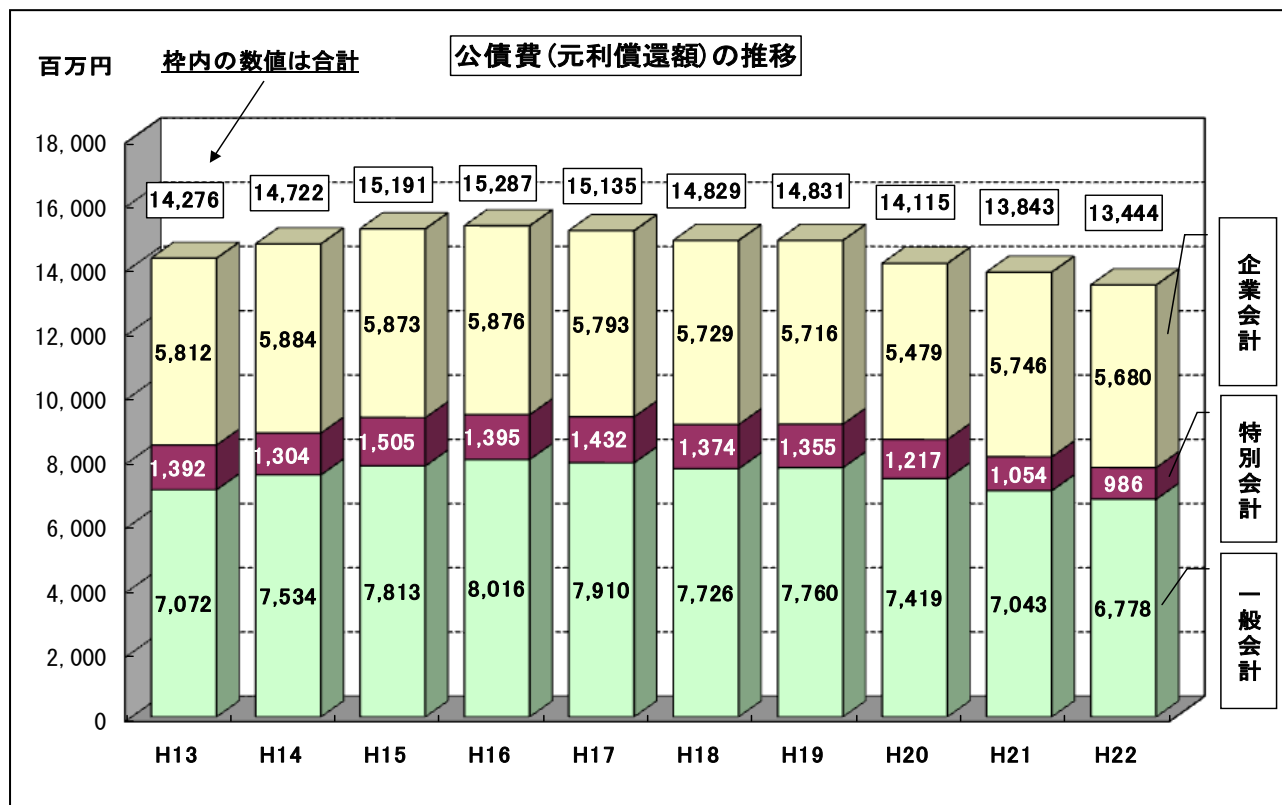
(5) 公債費（元利償還額）

※一時借入金利子及び市債の借換分を除く

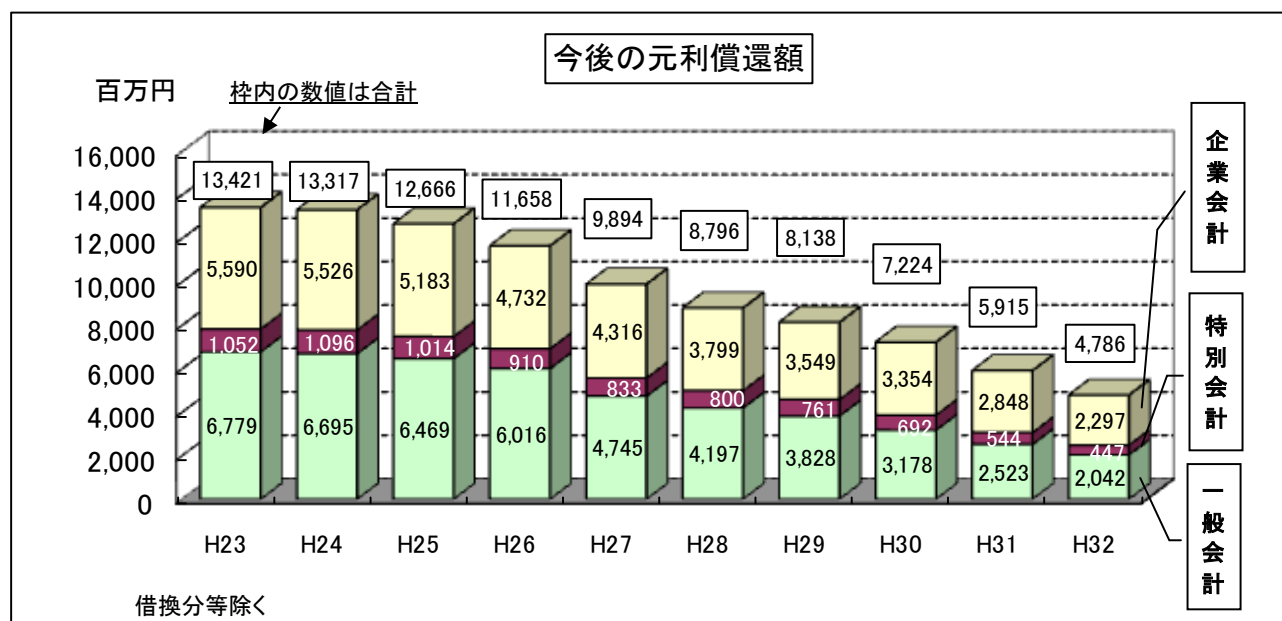
特別会計や企業会計の元利償還額は、一般会計からの繰出金等に関連することから、全会計の状況をお知らせいたします。

元利償還額は、16年度をピークに減少しています。

22年度の一般会計の元利償還額は、67億7,800万円で、前年度に比較して2億6,500万円、3.8%の減となりました。



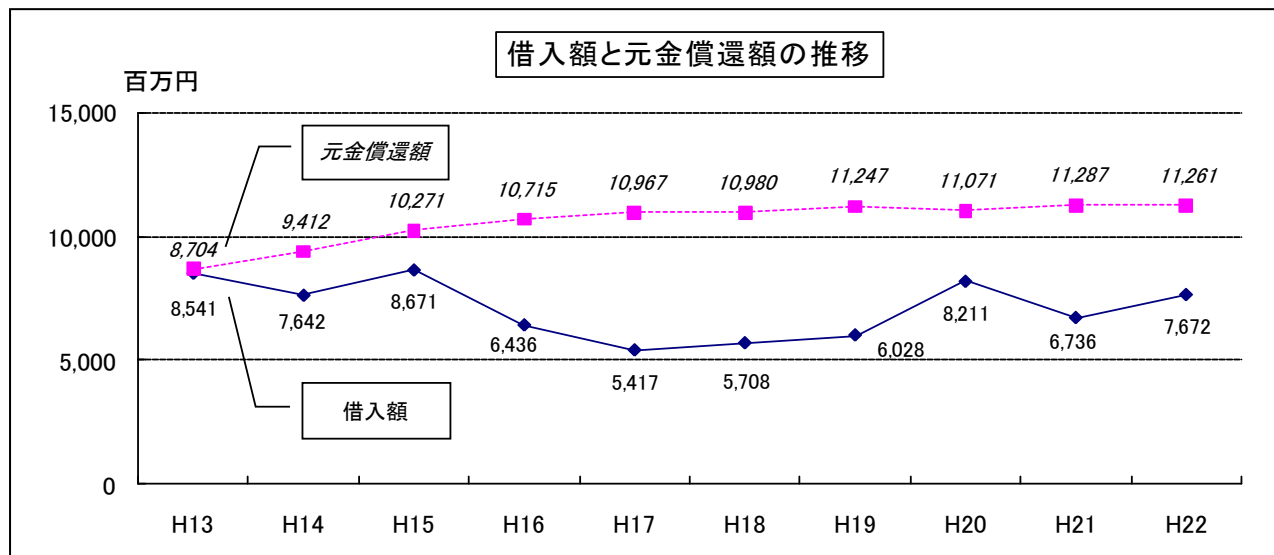
22年度までに借り入れた市債の今後の元利償還額は、年々減少する見込みです。



※今後の元利償還額は、利率の変動や借換えにより変動します。なお、23年度以降新たに借り入れる市債の元利償還額は、このグラフに含まれていません。

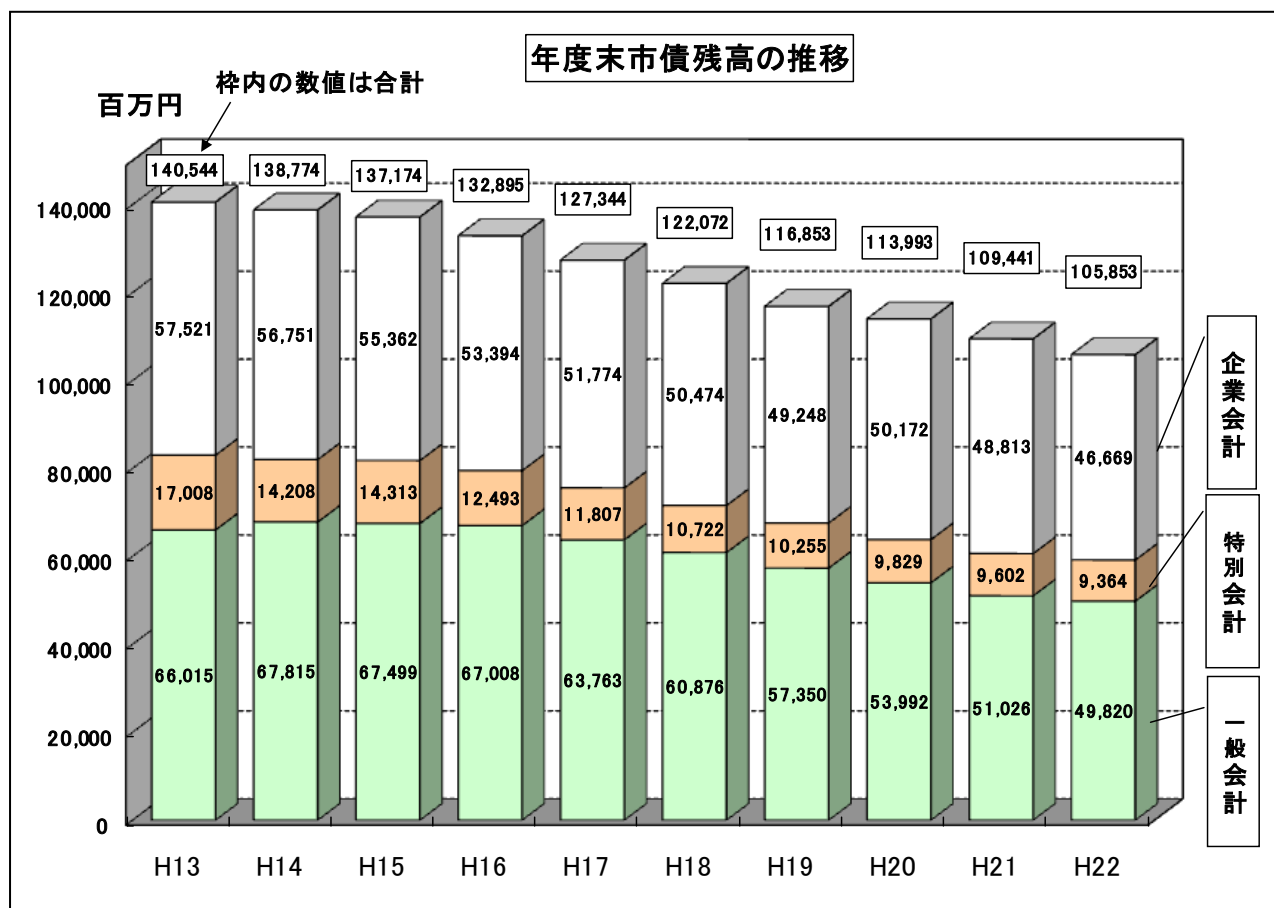
公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費

各年度の借入額と元金償還額は、12年度以降、元金償還額が借入額を上回るようになりました。なお、20年度に借入額が21億8,300万円増加していますが、これは、病院事業会計において、公立病院特例債を18億8,000万円借入れたことなどによるものです。また、22年度に借入額が9億3,600万円増加していますが、これは、一般会計において、臨時財政対策債、退職手当債の借入額が、合わせて14億7,700万円増加したことなどによるものです。



各年度末市債残高は、12年度以降、年々減少しています。

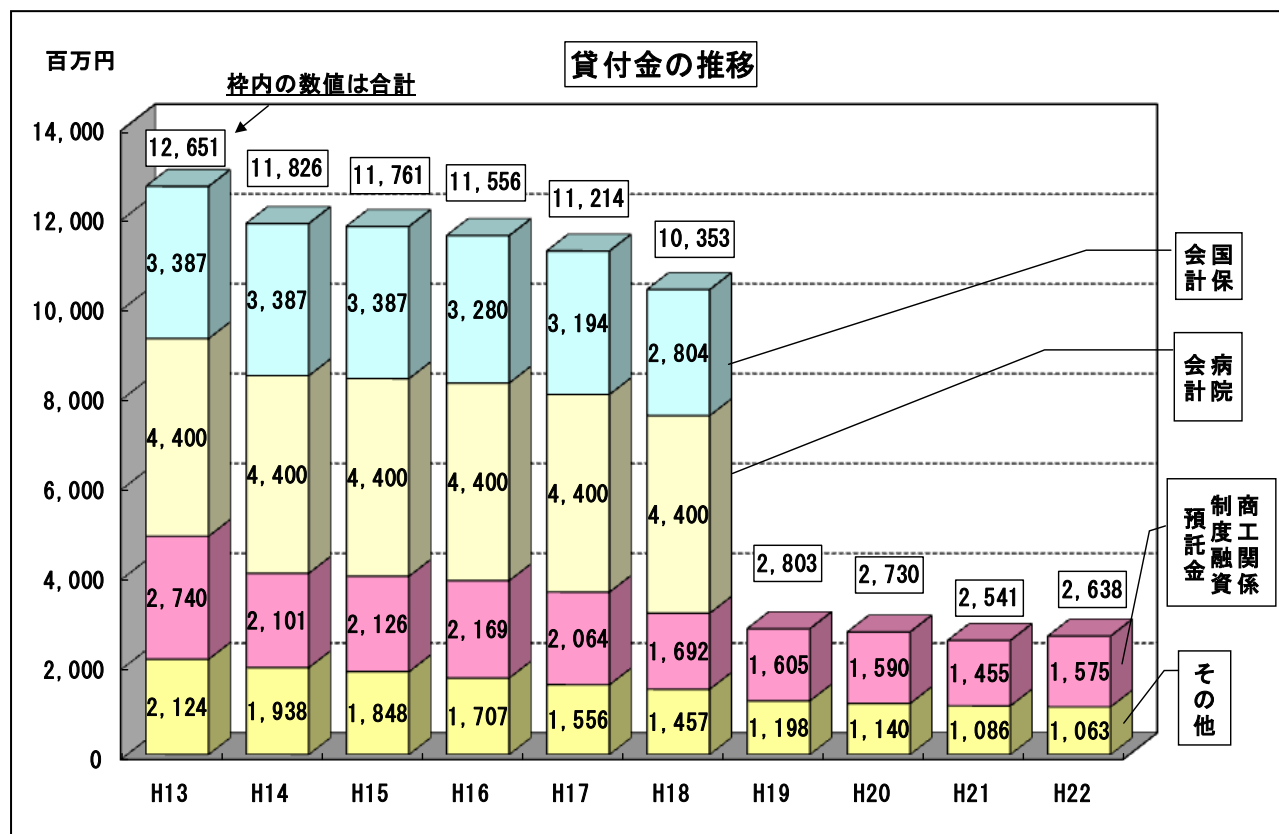
22年度末の市債残高は、一般会計で498億2,000万円、特別会計で93億6,400万円、企業会計で466億6,900万円、総額では1,058億5,300万円となり、前年度の1,094億4,100万円と比較して35億8,800万円の減となりました。



(6) 貸付金

貸付金は、11年度以降、年々減少していましたが、22年度の貸付金は26億3,800万円で、前年度と比較して9,700万円、3.8%の増となりました。これは、景気の低迷により、中小企業向けの短期の運転資金の新規貸付額が増加したため、商工関係制度融資預託金が増加したことによるものです。

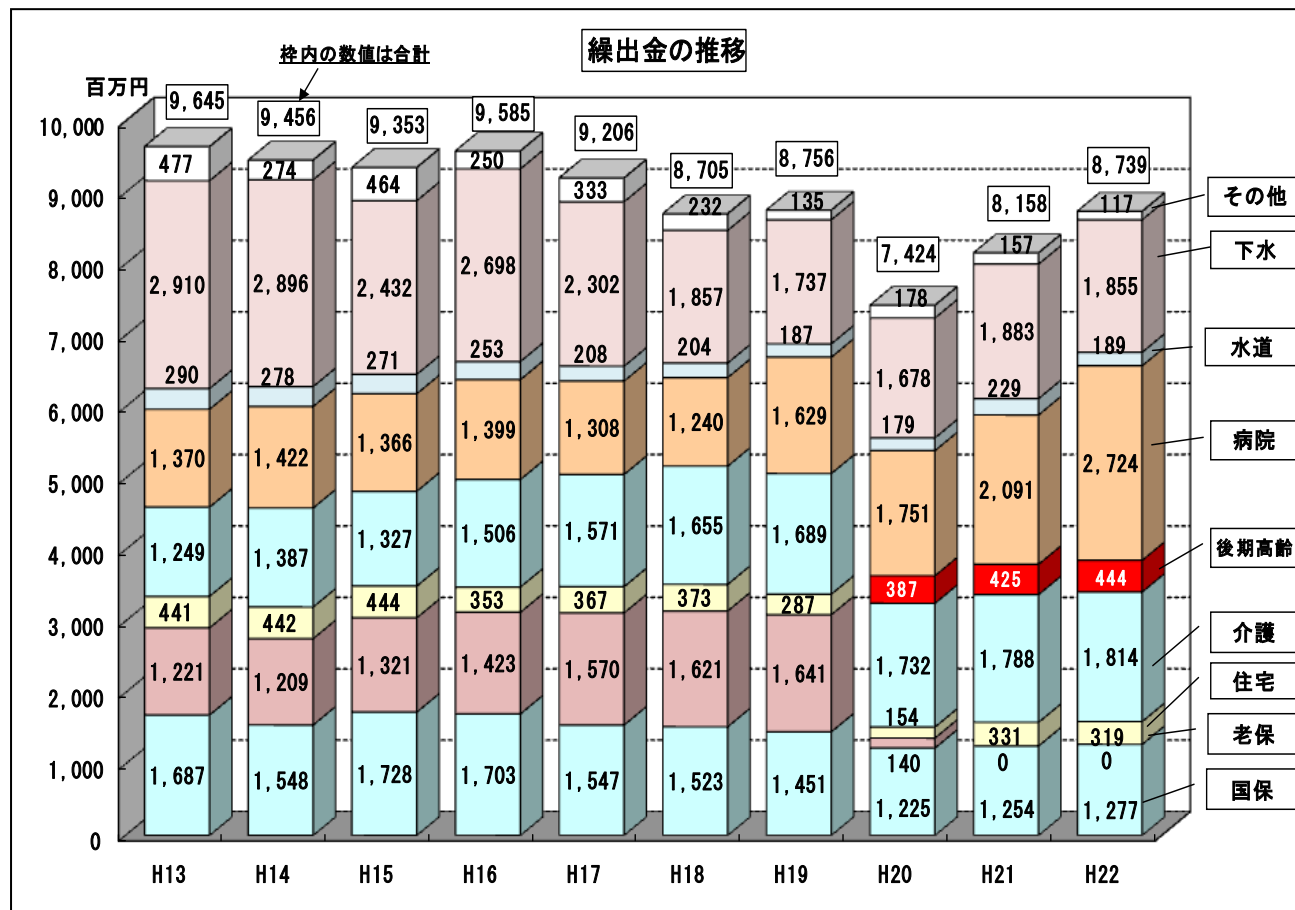
なお、18年度と比較して、19年度の貸付金が大幅に減少していますが、これは、国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業の両特別会計及び病院事業会計と一般会計との間で行っていた年度間の貸付け等について、18年度に見直しをしたことによるものです。



(7) 繰出金

繰出金は13年度をピークに減少傾向にありましたが、21年度から増加し、22年度の繰出金は87億3,900万円で、前年度と比較すると5億8,100万円、7.1%の増となりました。

これは、病院事業会計への財政支援分の繰出金が増加したことにより、6億3,300万円の増となったことなどによるものです。



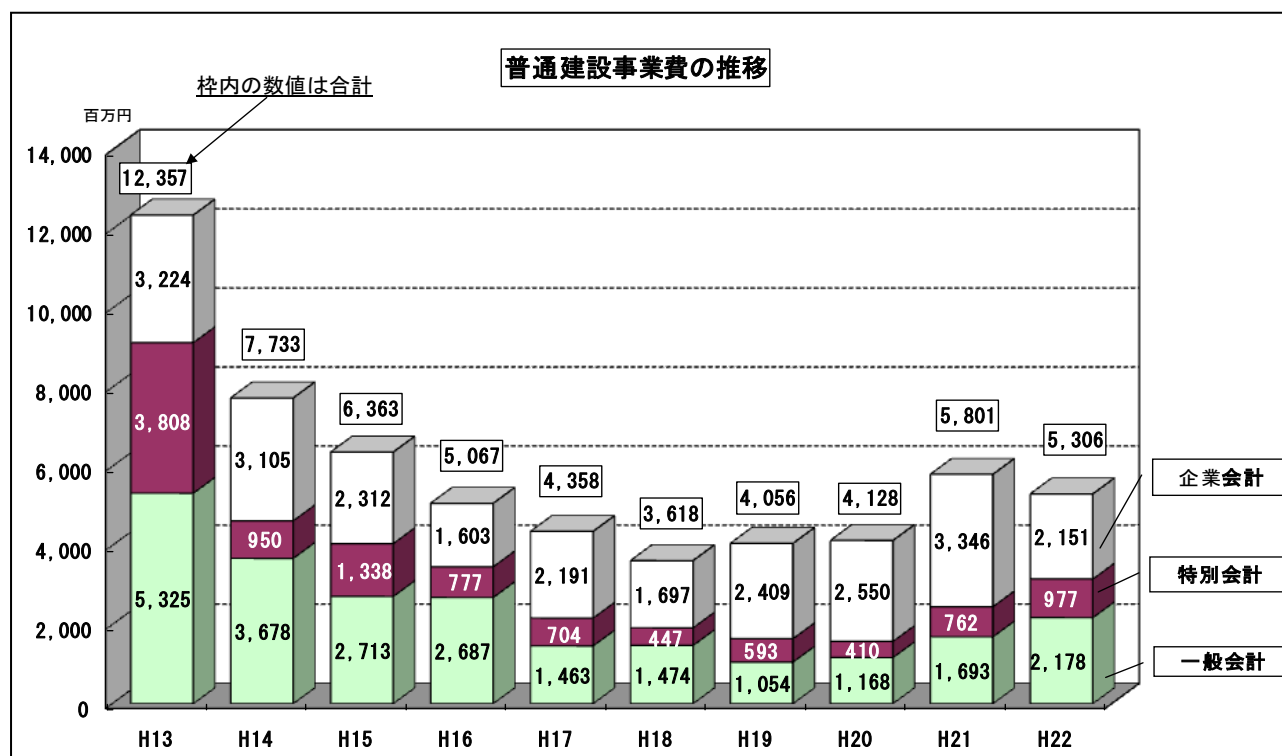
繰出金：一般会計、特別会計、企業会計の相互間において支出される経費

(8) 普通建設事業費

普通建設事業費は、14年度以降減少傾向にありましたが、21年度は、国の経済対策に伴う追加事業などにより、大幅な増加となりました。

22年度においても国の経済対策に伴う追加事業を行いました。全会計の前年度との比較では、4億9,500万円、8.5%の減となりました。

その内訳は、一般会計では、小・中学校の校舎耐震補強等事業や文学館・美術館再整備事業の増などにより4億8,500万円、28.6%の増、特別会計では住宅事業特別会計における市営住宅改善事業費の増などにより2億1,500万円、28.2%の増、企業会計では下水道事業に係る建設改良費の減などにより11億9,500万円、35.7%の減となりました。



主な建設事業の実施状況

単位: 百万円

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
桂岡・見晴地区地上デジタル中継局										34
廃棄物処理施設				298			9	65	240	169
赤岩保育所	305									
道路新設改良	165	20								39
交通安全施設(補助事業等)	146	253	255	212	94					
臨時市道整備	676	641	729	647	549	387	275	245	392	397
ロードヒーティング更新									87	51
街路事業	974	438	132	66						
道道街路事業						307	132	49		
手宮公園トイレ増改築										32
旧国鉄手宮線整備										10
旧小樽郵船株小樽支店周辺										
電線類地中化事業										86
港湾国直轄	641	463	373	188	45	46	31	45	44	36
港湾改修	429	241	30	23	59	85	60	20	35	43
港湾保安対策施設整備				362						
第3号ふ頭岩壁改良事業										32
消防ポンプ自動車購入費										63
消防朝里出張所									174	
情報教育等設備整備(小学校)									46	
情報教育等設備整備(中学校)									69	
青園中学校	434	931	400	56						
校舎耐震補強等事業費(小)										288
校舎耐震補強等事業費(中)										273
サッカー・ラグビー場	481	132	371	267						
総合博物館整備事業						154	12			
文学館・美術館再整備事業										150
アスベスト対策経費					353					
港湾特別会計	637	13	763	16	100	48	12			36
住宅特別会計	594	534	539	761	563	388	507	127	562	937
中央通区画整理特別会計	2,576	403	28							
産業特別会計						11	75	284	200	
水道事業会計	1,321	1,377	1,155	942	828	835	765	753	839	825
下水道事業会計	1,801	1,618	1,035	447	900	789	1,354	1,641	2,118	1,172

普通建設事業費：道路、橋、学校、公園等公共及び公用施設の新增設等に要する経費

6. 主な財政指標

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率は、下記のとおりです。

22年度決算では、すべての健全化判断比率及び資金不足比率が、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

[健全化判断比率]

(単位: %)

指標名	H22決算	H21決算	H20決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	2.09	11.68	20.00
連結実質赤字比率	—	—	3.89	16.68	※35.00
実質公債費比率	14.8	15.5	16.1	25.0	35.00
将来負担比率	113.6	118.8	135.2	350.0	

※連結実質赤字比率の財政再生基準・・・H20,21決算40%、H22決算35%、H23決算以降30%

[資金不足比率]

(単位: %)

会計名	H22決算	H21決算	H20決算	経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0
青果物卸売市場事業特別会計	—	—	—	
水産物卸売市場事業特別会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
病院事業会計	—	13.3	15.5	
水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	
産業廃棄物等処分事業会計	—	—	—	

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字及び資金不足の合計から実質黒字及び資金余剰の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

早期健全化基準(イエローカード)

健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政健全化計画の策定・公表が義務づけられます。

財政再生基準(レッドカード)

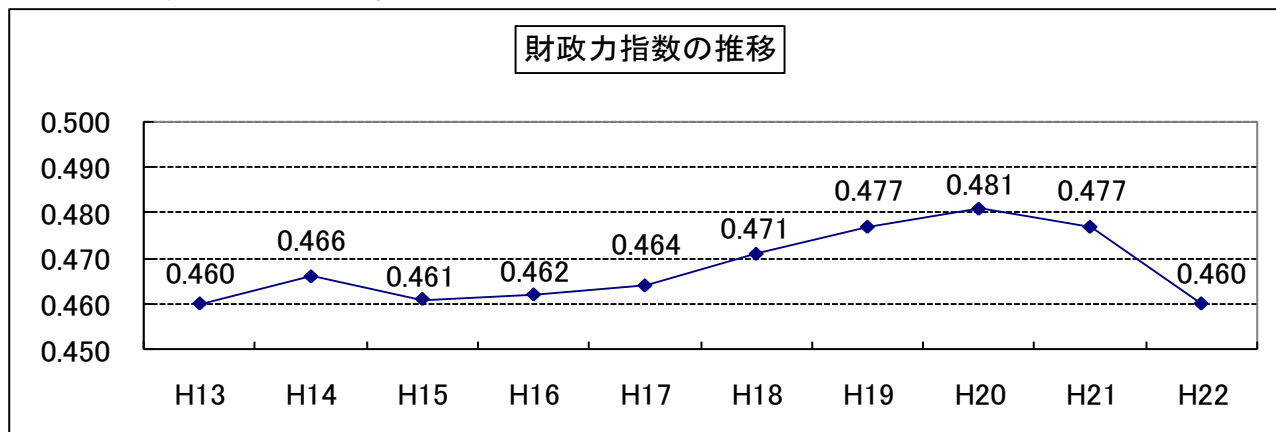
健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政再生計画の策定・公表が義務づけられます。また、この計画について、総務大臣の同意が得られていなければ、災害復旧事業債等を除き、市債の借入れができなくなります。

経営健全化基準(イエローカード)

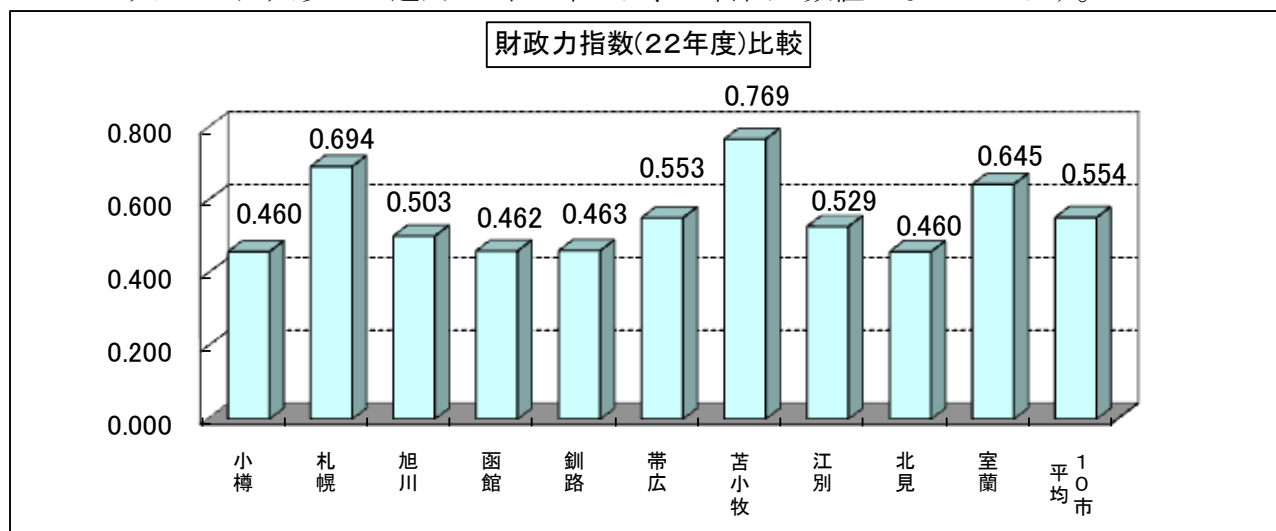
公営企業の早期健全化基準に相当するもので、この基準を上回ると、経営健全化計画の策定・公表が義務づけられます。

(2) 財政力指数

22年度の財政力指数（3か年平均）は0.460で、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を市税等で46.0%しか賄えず、54.0%を国からの普通交付税に依存している状況にあります。

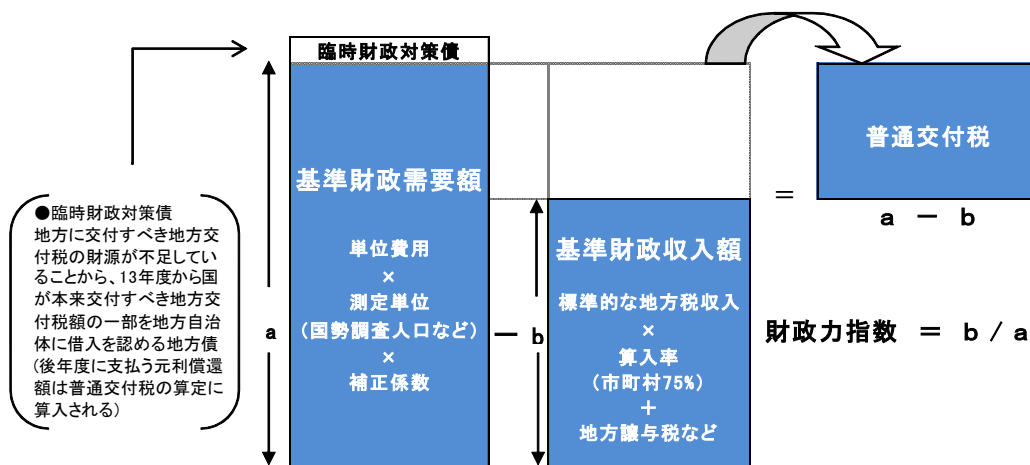


人口10万人以上の道内10市の中では、一番低い数値となっています。



財政力指数： 地方公共団体の財政力の強弱を示す指標。基準財政収入額（標準的に収入し得る収入額）を基準財政需要額（標準的な行政サービスを提供するために必要な支出額）で除して得た数値の3か年平均値。

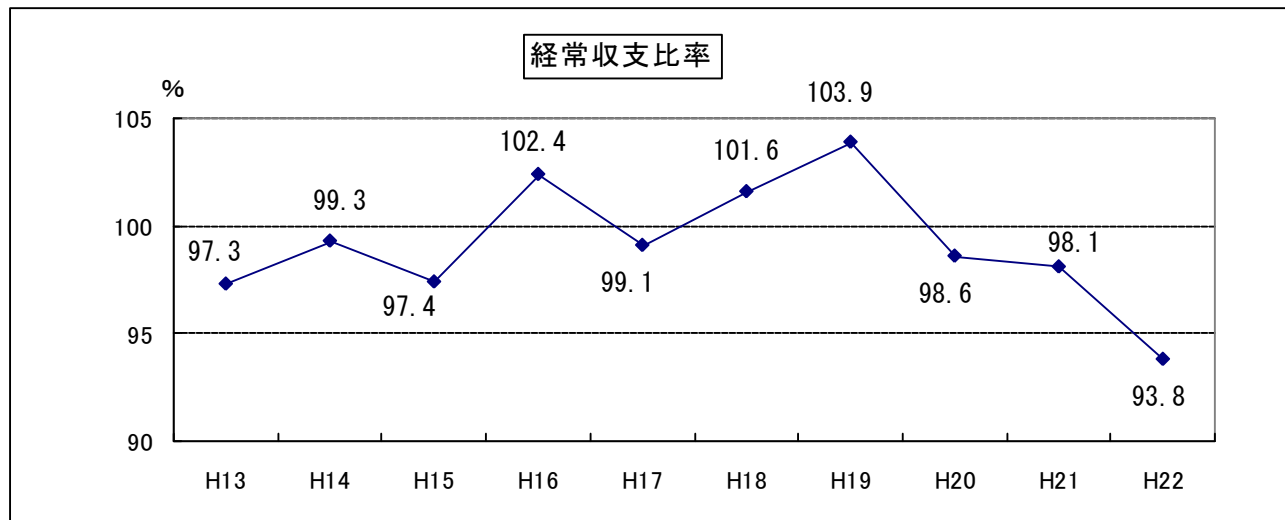
なお、基準財政収入額、基準財政需要額と普通交付税との関係は以下のとおりで、財政力指数が低いほど普通交付税に依存していることになります。



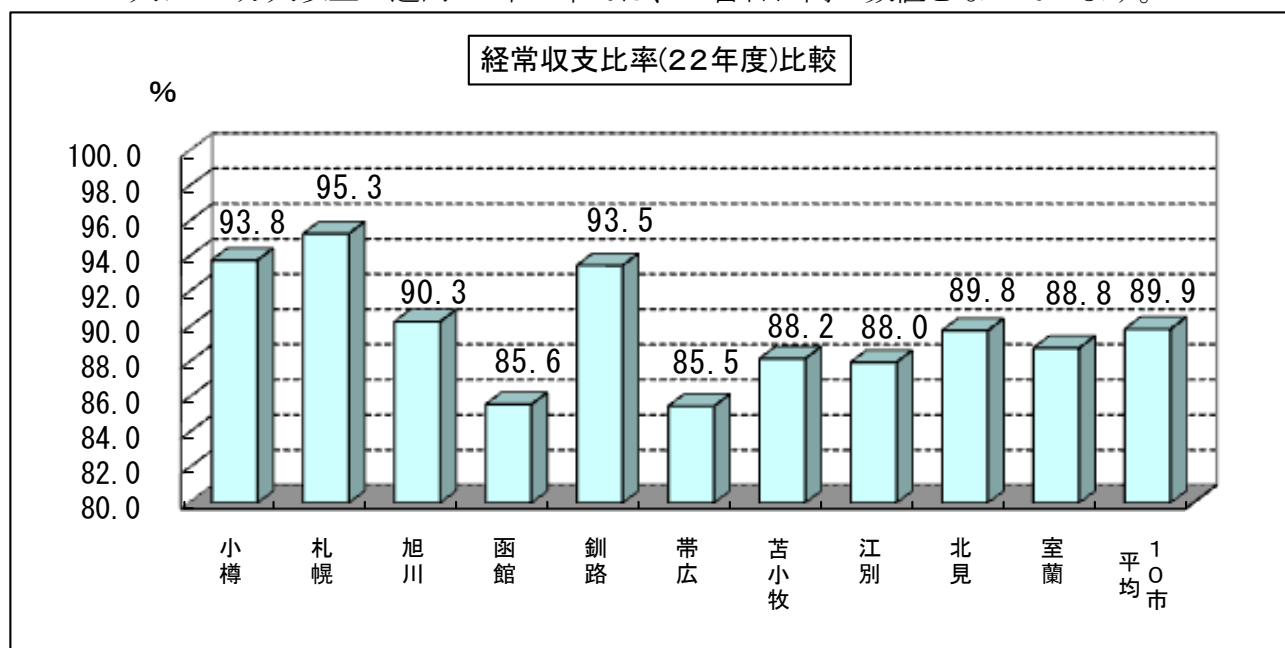
(3) 経常収支比率

22年度の経常収支比率は、前年度と比較して歳入では市税が減収となりましたが、普通交付税が増収となり、また、歳出では人件費などが減額となったため、4.3ポイント改善しました。

しかしながら、本市の財政構造は、政策的な事業に使える財源が少ない非常に硬直した状況が続いています。



人口10万人以上の道内10市の中では、二番目に高い数値となっています。



経常収支比率：毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源や臨時財政対策債等の合計額に占める割合。数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示します。数値が低いほど一般財源に余裕があることを示し、基金への積立てや政策的な事業を行うための財源として利用できます。